

令和5年住宅・土地統計調査（2023）  
住宅及び世帯に関する基本集計  
静岡県の結果の概要

令和6年11月29日

静岡県知事直轄組織デジタル戦略局統計調査課

### 【住宅・土地統計調査について】

住宅・土地統計調査は、住宅、土地の保有状況及び世帯の居住状況等の実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることを目的に行われている。

令和5年調査は、令和5年10月1日現在で実施され、静岡県では5,923調査単位区（約10万1千住戸）が対象であった。

この概要は、総務省統計局が令和6年9月25日に公表した令和5年住宅・土地統計調査の、住宅及び世帯に関する基本集計結果に係る静岡県分の主要な事項について取りまとめたものである。

### 【住宅及び世帯に関する基本集計とは】

住宅・土地統計調査における住宅及び世帯に関する基本集計とは、住宅の建築の時期、所有の関係、居室の広さ、家賃や家計を主に支える者の年齢、従業上の地位、世帯の年間収入など、住宅及び世帯に関する基本的な項目について、集計された結果（確定値）である。

### 【用語の解説】

#### 住宅

一戸建の住宅やアパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。なお、いわゆる「廃屋」については、この調査では住宅としていない。

#### 居住世帯のある住宅

普段人が居住している住宅。なお、この調査で「居住している」とは、調査日現在当該住居に既に3か月以上住んでいるか、調査日の前後を通じて3か月以上住むことになっている場合をいう。

#### 専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅

#### 共同住宅

1棟の中に2つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや2つ以上の住宅を重ねて建てたもの。1階が店舗で、2階以上に2つ以上の住宅がある建物も含む。

#### 給与住宅

勤務先が所有又は管理していて、職務の都合上又は給与の一部として居住している住宅。いわゆる「社宅」「公務員住宅」などと呼ばれているもの。

#### 主世帯、同居世帯

1住宅に1世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1住宅に2世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

### 【利用上の注意】

- 1 統計表は、それぞれ表章単位未満を四捨五入して表章しているため、表中の個々の数値の合計が必ずしも総数とは一致しない。なお、本調査は標本調査であり、結果数値は標本誤差を含んでいる。
- 2 増減率、割合等は、一部を除き表章単位の数値から算出している。
- 3 統計表中の「－」は、調査又は集計したが該当数字がなかったもの、数字が得られなかったものを、「0」は、調査又は集計したが該当数字が表章単位に満たないものを示す。
- 4 調査結果の詳細は、総務省統計局ホームページを参照のこと。

〈URL〉 <https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2023/tyousake.html>